

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙備発第8号、乙官発第11号
乙生発第8号、乙刑発第8号
乙交発第8号、乙情発第8号
令和3年4月23日
警察庁次長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応について（依命通達）

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）については、感染状況等について分析・評価を行い、総合的に判断した上で、同年5月25日、同条第5項の規定に基づく緊急事態解除宣言が行われた。その後、令和3年1月7日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、再び緊急事態宣言が行われたが、感染状況等について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間が満了する同年3月21日をもって、緊急事態措置が終了した。そして、令和3年3月上旬以降における感染者の新規報告数及び重症者数の増加や、影響が懸念される変異株の感染者の増加等を踏まえ、本日、三度目となる緊急事態宣言が行われた。

警察においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の終了を踏まえた警察の対応について（依命通達）」（令和3年3月18日付け警察庁乙備発第4号ほか）に基づき、所要の措置を講じてきたところであるが、本日、緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各位にあっては、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日作成）等に基づく対策等を一層強力に推進し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期されたい。

なお、前記通達は廃止する。

命により通達する。